

交 運 乙 達 第 3 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

関 係 所 属 長 殿

交 通 部 長

福井県警察交通聴聞官の設置及び運用要綱の制定について

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令（令和2年福井県警察本部訓令第17号）の制定に伴い、別添のとおり「福井県警察交通聴聞官の設置及び運用要綱」を制定し、令和2年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

福井県警察交通聴聞官の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、交通聴聞官（以下「聴聞官」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

運転免許課に聴聞官を置く。

第3 身分

聴聞官の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第4 任用

聴聞官は、次に掲げる要件を備える者の中から任用する。

- 1 警視（同相当職を含む。）以上の階級で退職した者
- 2 交通に関する実務経験があり、必要な法令その他の知識を有する者

第5 任期

聴聞官の任期は1会計年度とする。

第6 職務

聴聞官は、次に掲げる職務を行うものとする。

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく意見の聴取及び聴聞に関すること。
- 2 その他交通部長の特命事項に関すること。

第7 勤務時間等

- 1 聴聞官の勤務時間は、休憩時間を除き1週間において29時間とする。
- 2 運転免許課長は、原則として毎月25日までに翌月の交通聴聞官勤務計画表（別記様式）を策定し、聴聞官に勤務日を示すものとする。

第8 その他

本要綱に定めのない事項については、運転免許課長が別に定めるものとする。

別記様式省略